

商工会は行きます。聞きます。提案します。

# さぼ〜と



## 第73号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

天皇陛下の即位に伴い数々の行事が行われていますが、その大嘗祭(だいじょうさい)で使用するコメの刈取りが、収穫地の齋田<京都府南丹市八木町米所新東畑>で「齋田抜穂の儀」として行われました。天皇陛下は



2つの地方で収穫された米を神々に供えて国の安寧を祈られます。この2つの地方を決める「齋田点定の儀」が皇居の神殿で5月に行われました。これは、カメの甲羅を火であぶってできた亀裂の形を見る「亀卜」という占いにより、米

の生産地は京都府と栃木県に決まりました。大変名誉なことであり、今後地域活性化にも役立てていきたいと思えます。

日本企業全体の99.7%を占める中小企業。その経営者が高齢化し後継者不足による廃業が相次いでおります。ここ南丹市に於いても例外ではありません。企業にはこれまで培った独自の技術や技、人脈があり、それが途切れることは大変な損失です。2020年には団塊経営者が引退時期に差し掛かると言われています。「事業に将来性がない」「後継者が見つからない」「黒字の間に・・・」などが理由として上がるようですが、誰にも相談しなかったというデータもあります。経営者自身は“いずれなんとかなる”と思っておられるようですが、まずは身近な商工会にご相談いただけたらと思えます。天変地異も頻繁に起きるようになりました。もしもの時の為に、事業主を手伝ってあげられる体制づくりを行い、『そういう考え方もあるのか』という気づきも大切に、いざというときに活かしていきたいものです。



京都府内の景気は弱さがあるものの緩やかな拡大基調であるが、消費は前年同月を下回ったとのこと。内閣府の基調判断も4月以来4か月ぶりに「悪化」に引き下げられました。米中貿易摩擦の長期化により海外経済の減速が響いているとのこと。今後注視していきたいと思えます。



# 中小企業知恵の経営ステップアップ事業のご案内



京都府と南丹市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施いたします。  
 本事業は商工会経営支援員（中小企業応援隊）の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

## 【申請受付期間】

令和元年6月3日（月）から令和元年11月29日（金）まで

- 南丹市内に事業所（団体）等を有する中小企業等が対象  
 ※平成30年度に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施した企業は対象外。  
 ※平成29年度以前に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施された企業は経営改善に繋がった根拠資料を添付
- 平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）の集客向上に繋がる取組（事業）などが対象
- 補助金については次のとおり

項目	対象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等	小規模企業*	3分の2	200,000円
		中小企業（小規模企業除く。）*	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等*	3分の2	200,000円
起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

※公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

★詳細については、商工会までお問い合わせください。



## 令和2・3年度南丹市入札参加資格審査申請の受付について

南丹市が発注する測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務に係る競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請書の定期受付が、下記の通り行われます。(建設工事は追加受付)

なお、南丹市と契約を締結する際には、随意契約(入札によらない契約)の場合でも、入札参加資格審査申請が必要となります。

1. 申請の受付期間 令和元年11月1日(金)～同年11月29日(金)まで  
(午前9時～正午・午後1時～5時、土・日・祝日を除く)  
※郵送の場合は、令和元年11月29日(金)の消印有効
2. 提出書類 南丹市ホームページ (<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>)  
「事業者の方へ」の「入札・契約情報」から入手して下さい。
3. 提出方法 持参または郵送にて提出してください。
4. 提出先 南丹市役所 総務部監理課
5. 有効期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日まで(2年間)  
※ただし、建設工事については、  
令和2年4月1日～令和3年3月31日まで(1年間)
6. 注 意 ・建設工事については、令和元・2年度の定期受付が平成30年11月に終了しており、今回はその申請漏れ等を対象としています。  
したがって、既に申請済みの場合もしくは変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。  
・市内業者とは、南丹市内に本店または営業所を置く事業者です。

◆お問い合わせ先 総務部監理課 ☎ 0771-68-0086 Fax 0771-62-3122  
Eメール [kanri@city.nantan.lg.jp](mailto:kanri@city.nantan.lg.jp)

## 第2回京都インターナショナル・ギフト・ショー出展者募集

京都府商工会連合会では、関西を中心とした卸・小売・専門店等のパイヤーが集まる見本市「第2回京都インターナショナル・ギフト・ショー」会場内に、昨年度に引き続き「京都府商工会連合会」ブースを設け、卸・小売・専門店等のパイヤーに、京都ならではの魅力ある商品をPRし商談成立を目指します。

- ◆日時：令和2年3月11日（水）、12日（木）10:00～18:00（最終日は17:00）
- ◆会場：みやこめっせ（京都市勧業館）3階
- ◆対象事業者

対象事業者は下記のすべての条件を満たすものとする。

**（出展条件）**

- ・ 京都府内において食品、及び食に係る雑貨等を製造販売している商工会員の中小企業・小規模事業者で、新たな販路開拓を希望する意欲のある事業者
- ・ 商談会の会期最終日の閉会時間まで出展従事できる事業者

- ◆出展料 無料
  - ◆申込方法 出展申込書を所属商工会へ提出
  - ◆提出期限：令和元年12月2日（月）正午必着
- ※応募者多数の場合は選考優先基準を基に京都府商工会連合会にて選考の上決定されます。

☆詳細については、商工会までお問い合わせください。

## 2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」と呼ばれています。この債権法については、明治29年に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。今回の改定では、①約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正と、②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正を行っています。

### ●保証人の保護に関する改正

#### (1) 極度額の定めのない個人の根保証契約※は無効に

※一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約のこと。例えば住宅等の賃貸借契約の保証人となる契約などが当たることがあります。

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約を締結する場合には、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

## (2) 公証人による保証意思確認手続の新設

会社や個人である事業主が融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、結果的に予想もしなかった多額の支払いを迫られるという事態が依然として生じています。そこで、個人が事業用融資の保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設しています。この手続を経ないでした保証契約は無効となります。この手続では、保証意思宣明公正証書を作成することになります。これは代理人に依頼することができず、保証人になろうとする者は自ら公証人の面前で保証意思を述べる必要があります。なお、この手続は主債務者の事業と関係の深い方(下記)については不要です。

- ・主債務者が法人…その法人の理事、取締役、執行役や議決権の過半数を有する株主等
- ・主債務者が個人…主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者

## ●約款（定型約款）を用いた取引に関する改正

### (1) 定型約款が契約の内容となる要件

顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを認識していなくても、①当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときや、②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ顧客に「表示」して取引を行ったときは、個別の条項について合意をしたものとみなされます。他方で、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項はその効果が認められません。

### (2) 定型約款の変更の要件

定型約款の変更は、①変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合に限って認められます。顧客にとって必ずしも利益にならない変更については、事前にインターネットなどで周知をすることが必要です。

※変更が合理的であるかどうかを判断する際には、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更を予定する旨の契約条項の有無やその内容、顧客に与える影響やその影響を軽減する措置の有無などが考慮されます。

※約款中に「当社都合で変更することがあります」と記載してあっても、一方的に変更できるわけではありません。

## ●法定利率に関する改正

民法には、契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金（金銭債務の支払が遅れた場合の損害賠償）に関する合意がない場合に適用される利率が定められており、これを「法定利率」といいます。極めて低金利の状態が長く続いている現状に照らすと、法定利率が高すぎるため、不公平を生じているとの指摘がされています。そこで、今回の改正では、法定利率を年5%から年3%に引き

下げます。また、将来的に法定利率が市中の金利動向に合わせて法定利率が自動的に変動する仕組みを新たに導入しています。

●消滅時効に関する改正

「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が散逸し債務者であるとされた者が債務を負っていないことを立証することも困難になるため、このような制度が設けられていると言われていました。

民法は消滅時効により債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は原則10年であるとしつつ、例外的に職業別のより短期の消滅時効期間（弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など）を設けていました。今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的でわかりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどしています。

旧ルール		→	新ルール
債権の種類	時効期間		
医師の診療報酬	3年	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>原則 5年</b></p> <p>ケースによっては 最長 10年</p> </div>	
弁護士の報酬	2年		
飲食代金	1年		
不動産のレンタル代金	1年		
商取引債権	5年		

●民法のルールをよりわかりやすいものとするための改正

裁判や取引の実務で通用している基本的なルールであるものの、民法の条文には明記されていなかったものを明文化する改正を多数行われています。

例えば、次のようなルールが条文に明記されています

1. 意思能力に関するルール

交通事故や認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない状態になった方がした法律行為（契約など）は無効であることは、判例で認められており、確立したルールです。高齢化社会の急速な進展に伴い、重要性も増しています。

2. 賃貸借に関するルール

賃貸借に関しては、敷金をやりとりするという実務が広く形成されています。また、賃貸借の終了に際しては、借主が現状回復をする必要がありますが、どのような範囲で原状回復が必要かについて紛争が生ずることも少なくありません。そこで次のような確立したルールを条文に明記しています。

① 敷金については

賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときに、貸主は賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還しなければなりません。

## ② 賃貸借の借主は

通常損耗（賃貸物の通常の使用収益によって生じた損耗）や経年変化については現状をすることはありません。

### ・ 通常損耗、経年変化の例

家具の配置による床、カーペットのへこみ  
クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）  
壁等の画紙、ピン等の穴

### ・ 通常損耗、経年変化に当たらない例

たばこのヤニ、ペットによる柱等のキズ

\* 今回の民法改正では、契約等に関する基本的なルールについて、合計200項目程度の改正をしています。法務省ホームページには、より詳しい説明資料を掲載していますので、ご覧ください。

法務省民事局参事官室 <http://www.moj.go.jp/>

TEL 03-3580-4111

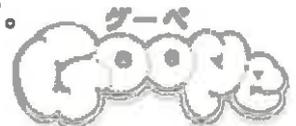


# ホームページ作成サービス「グーペ」



ホームページ作成サービス「グーペ」は、管理画面からデザインの設定、情報の登録をするだけでどなたでも簡単にホームページが作成できるサービスです。

GMO ペパボ株式会社が運営する今年で10年目の純国産のサービスです。開発からサポートまで全てGMO ペパボ株式会社で行っています。



(<https://goope.jp/>)

今回、全国連とGMO ペパボ株式会社が包括連携協定を締結したことで、商工会会員の皆様におかれましては、全国連版フリープラン（0円プラン）がご利用いただけます。

## ◇グーペの3つの特徴

①0円からホームページを始められます。

通常、有料プランでの申込みとなりますが、商工会会員の皆様におかれましては、0円からスタートすることができます。さらに有料プランへプランアップしていただくことで、様々な機能をご活用していただくことができます。

②誰でも簡単にホームページを作成できます。

管理画面からデザインの設定、情報の登録をするだけでどなたでも簡単にホームページが作成できます。お持ちのスマートフォンやタブレットでホームページの作成・更新も可能です。作成したホームページはスマートフォンに最適化されて表示されます。

※ホームページ運営と事業に関するアンケート：<https://goope.jp/article/enquete-result/>

③簡単かつ高機能なサービスを提供できます。【有料プラン】

モバイル対応、SNS連携、アクセス解析、ネットショップ開設、予約機能、クーポンの発行機能等ホームページを作成してから運用・更新するための機能が充実しています。

例： 見込み客の獲得と取りこぼし防止



最適化されたコンテンツ表示

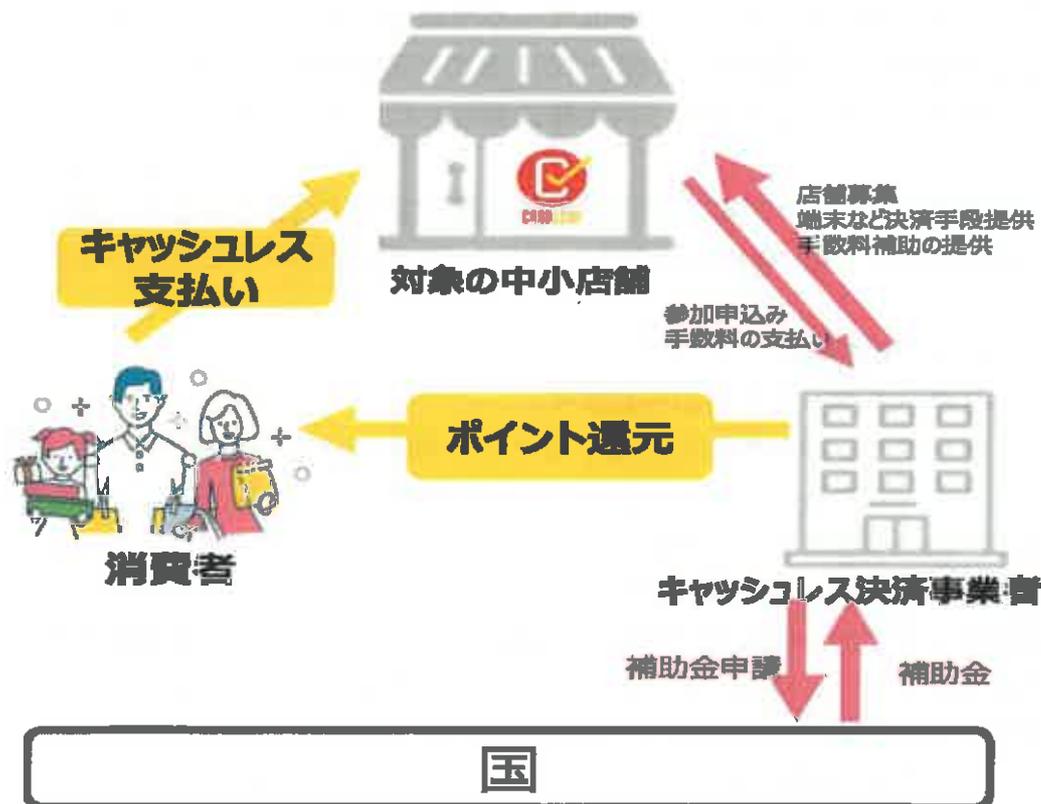


★詳細については、商工会までお問い合わせください。

# キャッシュレス決済消費者還元事業

10月1日以降、対象店舗でキャッシュレス支払をされた消費者に、ポイント還元等を実施します。それに伴い、対象店舗へのキャッシュレス決済の導入を国が支援します。

◆◆◆制度のしくみ◆◆◆



<クレジットカード>



<電子マネー（交通系）>



※(株)名古屋交通開発機構発行のmanaca、TOICA、はやかけんについてはポイント制度無し

<QRコード>



<決済代行>



<電子マネー（交通系以外）>

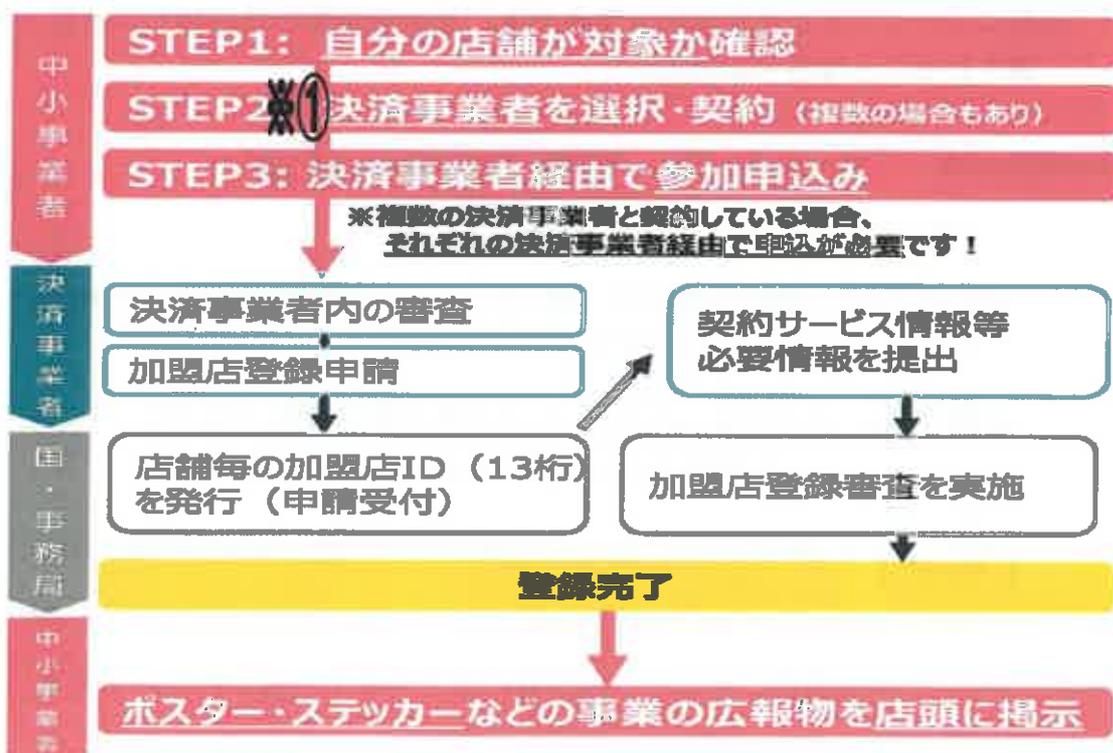


※キャッシュレス消費者還元事業資料より抜粋

●支援内容：一般の中小・小規模事業者は、

- ①消費者還元5%
  - ②加盟店手数料実質2.17%以下
  - ③中小企業の負担ゼロで端末導入
- フランチャイズ等の場合は消費者還元2%

◆◆◆事業参加までのステップ◆◆◆



※① 全国商工会連合会では、3社の決済事業者と提携を結びました。

提携先	パーク24株式会社 (タイムズベイ)	メルペイ株式会社 (メルペイ)	株式会社クレディセゾン
決済手段	クレジットカード VISA     電子マネー    	QRコード  電子マネー 	クレジットカード VISA    電子マネー    
導入費	無料	無料 (タブレット等は必要)	無料
月額費用 (固定費)	無料	無料	据え置き型：無料 モバイル型：900円/月
決済手数料	3.1~3.24% (R2.7月以降3.1~3.74%)	1.5%	3.24%~3.25% (条件クリアで2.99%)
会員優待特典	・VISA・MasterCard 手数料の低減 (3.24%→3.1%)	・QRコードから簡単申込 ・営業継続費用保険の提供 (支払限度額30万円)	・条件クリアによる手数料低減 (3.24%→2.99%)
特徴	・取り扱える決済手段が多く、既存のユーザーが多い ・タイムズクラブHPに無料掲載でき集客効果もある (会員数約750万人)	・申込が簡単 ・手数料が安い ・メルガリの1300万人 (10人に1人利用) のアクティブユーザーの年間5000億円の売上が活用される	・条件をクリアすれば手数料が安い ・「銀聯」取り扱いによるインバウンド対応

※既にキャッシュレス決済を導入されている店舗も、改めて決済事業者を通じて加盟店登録をしなければポイント還元の対象店舗とはなりませんので、ご注意ください。  
この登録を行っていない場合、決済手数料の補助を受けることができず、消費者還元もできないためお客様とのトラブルに繋がる可能性もあります。

- キャッシュレス決済業者毎に加盟店登録の申請が必要です。
- ホームページからの加盟店 ID 発行だけでは加盟店登録にはなりません。
- 既にキャッシュレス決済導入済みでも、加盟店登録の申請無しに自動的に登録されることはありません。

●お問合せ● ホームページ: <https://cashless.go.jp/>

**ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け**  
(キャッシュレス・消費者還元事業)



**0570-000655**

(IP電話等用) 042-303-4203

受付  
時間

平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

★キャッシュレス決済のことなど、お気軽に商工会までお問い合わせください。



## 事業者向け食品表示講習会のご案内



食品表示法が施行され、3年が経過するとともに、また平成29年9月1日からは加工食品の原料原産地表示も義務化されました。現在、経過措置期間はありますが、府内の食品関連事業者の皆様が同法に基づく表示を適正にしていただけるよう、食品表示法講習会を開催いたします。

- 開催日時 令和元年11月26日(火) 午後1時30分～
- 開催場所 京都府園部総合庁舎 会議室ABC(本館裏側)  
(南丹市園部町小山東町藤ノ木21)
- 内 容 「食品トレーサビリティについて」  
「食品表示法について」
  - ・法の概要、表示事項
  - ・衛生事項(アレルギー、添加物、製造所等)
  - ・保健事項(栄養成分表の基礎と計算方法)
- お問合せ・お申込

京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室

TEL 0771-22-0133 FAX 0771-21-0118

E-mail [nanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:nanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)



## 京都府最低賃金のお知らせ



京都府最低賃金(地域別最低賃金)を令和元年10月1日から27円引き上げて909円に改正となりました。

	改正金額	適用対象
京都府 最低賃金 (時間額)	<b>909 円</b>	京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(アルバイト・パートタイマー等を含む)を使用することはできません。

詳細は京都府労働局労働基準部賃金室(電話075-241-3215)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

# プレミアム付商品券換金について

10月からの消費税・地方消費税10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、低所得者と子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業が南丹市において実施されています。

1. 有効期限 令和2年3月31日（火）

2. 換金期日 令和2年4月30日（木）

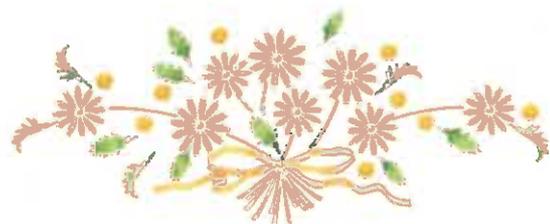
★商品券換金期日以後の換金は、理由を問わずできませんので  
ご理解をお願いいたします。

3. 換金方法 南丹市商工会本所・園部・日吉・美山各支所にて換金（5万円まで）  
但し、1回の換金額が5万円を超える場合は、指定口座へお振込します。  
所定の記入用紙は、南丹市商工会本所・各支所にあります。

## 商品券見本



※商品券は、事務処理上、右下が切り落とされていますが、通常分と同様にお受け取りください。



# BCP策定支援ワークショップの開催について

昨年の西日本豪雨、また今年は台風 15 号や 19 号の被害が発生し、改めて災害への備えが求められています。災害時に企業が事業を継続するためには、事業継続計画（BCP）の策定が有効です。ぜひ、ご参加ください！

●京都市会場 令和 2 年 2 月 20 日（木）13:00～15:00（受付 12:30～）

京都府庁職員福利厚生センター3階第1～3会議室

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

●亀岡会場 令和 2 年 2 月 27 日（木）13:30～16:00（受付 13:00～）

京都府亀岡総合庁舎 3 階第 2～4 会議室

亀岡市荒塚町 1 丁目 4-1

東京海上日動火災保険株式会社を講師として、BCP 策定を検討している企業を対象に開催します。

ワークショップでは、模擬的に災害対応を行うシミュレーションにより BCP 策定の必要性について体験するとともに、策定シートを基に演習を行うことにより BCP 策定のノウハウが得られます。

ワークショップ受講後、参加企業でご希望があれば、個別フォローを実施しますので、BCP 策定に大きな経営資源投入が難しい小規模事業者の皆様でも十分に BCP 策定が可能となります。

また、いきなり BCP 策定に取り組むことが難しい事業者の方でも、防災・減災対策の第 1 歩を踏み出すことができる事業継続力強化計画についても近畿経済産業局より紹介します。

## +++事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）+++

企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策・緊急機の対応計画・事後の復旧計画のことをいいます。

## +++事業継続力強化計画+++

BCP という形でなくても、災害に対して有効な対策は数多く存在します。事業継続力強化計画とは、中小企業の皆さまでも取り組みやすい防災・減災対策を考えていただき、それをまとめた計画のことをいいます。国の認定により、対象の防災・減災設備が税制優遇されるなどのメリットがあります。

◆お申込・お問合せ 京都府災害対策課 TEL 075-414-5613

# セミナーカレンダー

日時	場所	セミナー名	内容
11月12日(火) 19:00~21:00	南丹市商工会 日吉支所	ITセミナー	間違いだらけのホームページ 「HP発注のコツ」
11月20日(水) 19:00~21:00	南丹市商工会館	雇用対策セミナー	経営者のための人手不足対応
11月26日(火) 19:00~21:00	南丹市商工会 日吉支所	ITセミナー	「Googleマップ」で無料で集客！ Googleマイビジネスの活用法
12月3日(火) 14:00~16:00	南丹市国際交流 会館	販路開拓に取り組む BtoB企業向セミナー	マーケティングセミナー 見込客を成約客に変える3つのポイント
12月10日(火) 14:00~16:00	南丹市国際交流 会館	販路開拓に取り組む BtoB企業向セミナー	セールスセミナー 見込客を受注に変える3つのポイント

\* 詳細について・受講を希望される方は、商工会本所・各支所までご連絡ください。

## 青年部だより

### 南丹サンサン祭 2019 を開催しました！

10月20日(日) 園部公園及び公園前駐車場を会場に「南丹サンサン祭 2019」を開催しました。

当日は「蘇れ。生身天満宮祭礼絵巻」「そのべ軽トラ市」「南丹工芸文化祭」といったイベントが会場周辺でそれぞれ開催され、お祭ムード満載の中、メインイベントの4時間耐久三輪車レースではエントリーした31組による熱い戦いが繰り上げられました。

また、会場ではふわふわ滑り台やスライム作り、似顔絵、縁日コーナーを設置し、ファミリー層やお子様にも楽しいひとときを過ごしていただきました。





## 女性部活動報告

女性部の広報誌「くろーぱー」13号が完成いたしました。

「女性だから、気づけること、できること、伝えられることがきっとある。事業主、妻、嫁、娘・・・色々な立場からの目線で南丹市での暮らしを、もっと面白くしたい!! 南丹市商工会女性部の、仲間のこと、すこしずつ紹介していきたい」との思いで発行しております。期間限定クーポン付きの広告も掲載しておりますので、是非ご一読いただき、ご活用いただければ幸いです。

「くろーぱー」を店頭においていただける事業所さま、広告掲載をしていただける女性部員事業所さまを募集しております。是非、事務局までご連絡ください。ご協力の程よろしく申し上げます。(次回発行3月予定)

### 2019.9.3 近畿ブロック大会 In グランガイ京都



### 2019.9.19 学び委員会ボディメイク



### 2019.10.1 京女連ウォークラリー In 京丹後市



### — 今後の予定 —

12月25日(水) 生け花教室開催

1月16日(木) 京都市内「視察研修」



## 南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します!!

### 挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。  
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・  
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

### 進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術  
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し  
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

### 安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指  
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主  
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務  
手続きに対し「安心」を支援します。

### 躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催  
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」  
を支援します。

### もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発  
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や  
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」  
支援します。

### ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危  
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



★ 本所(八木支所)	八木町八木東久保 28-1	☎0771-42-5380
★ 園部支所	園部町小椋町 62-1	☎0771-62-0766
★ 日吉支所	日吉町段田尾崎 8-1	☎0771-72-0224
★ 美山支所	美山町島島台 51	☎0771-75-0021

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fscl.or.jp/>

e-mail [nantan-scl@kyoto-fscl.or.jp](mailto:nantan-scl@kyoto-fscl.or.jp)